

		所得段階	対象者	令和2年度 保険料月額 (円)	令和3年度～ 令和5年度 保険料月額 (円)	差額
本人が住民税非課税※	世帯全員が住民税非課税※	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	1,600	1,630	30
		第2段階	第1段階以外の人で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	2,300	2,340	40
		第3段階	第1段階以外の人で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	3,590	3,650	60
本人が住民税課税	世帯の中に住民税課税の人がいる	第4段階	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	4,820	4,910	90
		第5段階	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,360	5,460	100
		第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	5,890	6,160	270
	第7段階	合計所得金額が200万円未満の人	6,430	6,710	280	
	第8段階	合計所得金額が300万円未満の人	6,960	7,260	300	
	第9段階	合計所得金額が500万円未満の人	8,040	8,400	360	
	第10段階	合計所得金額が700万円未満の人	9,380	9,770	390	
	第11段階	合計所得金額が900万円未満の人	10,050	10,480	430	
	第12段階	合計所得金額が900万円以上の人	10,720	11,190	470	

※住民税非課税世帯を対象に、消費税増税に伴う公費投入により保険料の軽減を行っています。

65歳以上の皆さんへ 介護保険料に関するお知らせです

問い合わせ 介護保険課 介護保険係(☎内線370・371・372)

令和3年度から
令和5年度の

介護保険料が決まりました

介護保険法により、介護保険料は3年ごとに見直し、65

歳以上の被保険者数、介護サービスの見込み量、介護給付費の推計などをもとに算定

されます。今後の高齢者人口の増加を考慮して、令和3年

度から令和5年度までの3年間の介護保険料を決定しました。納められた介護保険料

は、介護保険サービスや介護予防のために使われます。

令和3年度介護保険料納入
入通知書をお送りします

65歳以上の人に、令和3年

度の介護保険料納入通知書を6月中旬にお送りします。納

介護保険制度は社会全体で支え合う制度です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険料を年金差し引き
されている人へ

介護保険料を年金差し引きで納めている人は、4月の段階では前年の所得が確定していないため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金から差し引きます(仮徴収)。

また、10月からの本徴収では、年間の保険料から仮徴収額を除いた額を10月・12月・2月に分けて徴収しています。ただし、10月以降の徴収額をなるべく均等にするため、前半(4月～8月)と後半(10月～2月)の保険料に5千円以上の差がある人に対しては、6月と8月の保険料額を変更している場合があります。